(3) (a) (1)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)に規定する各弁済期日において、債務の残額に対して年三パーセントの率の利子（以下「基本利子」という。）が課され、当該弁済期日に支払われる。

(b) (1)(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)に規定する各弁済期日において、債務の二十三・二一八〇四パーセントの額（以下「目標支払額」という。）の各弁済期日における累積額と二千十四年五月一日から当該弁済期日までに実際に支払われた債務の額の総計との差額に対して年四・五パーセントの率の利子（以下「補償利子」という。）が課され、それぞれ当該弁済期日の一年後に支払われる。各弁済期日において、目標支払額が前回の弁済期日における債務の残額を超える場合には、当該弁済期日における目標支払額は当該前回の弁済期日における債務の残額に置き替えられる。

(c) 二千十九年五月三十一日以後、債務の残額並びに弁済期日が到来し、かつ、未払の基本利子及び補償利子の総額に対して年九パーセントの率の利子（以下「最終利子」という。）が課される。二千十九年の後、最終利子は毎年五月三十日に支払われ、毎年元加される。

(4) 債務の総額並びに二千十九年五月三十日以前に生じた基本利子及び補償利子が当該期日までに完全に支払われなかった場合には、債務の残額並びに既に生じた未払の基本利子及び補償利子は、二千十九年五月三十一日に支払われる。ただし、二千十八年五月三十日から二千十九年五月三十日までに生じた補償利子は、二千二十年五月三十日に支払われる。

(5) 関係債権諸国政府（日本国政府を含む。）が延滞清算に関するアルゼンチン共和国との共同宣言に従ってアルゼンチン共和国政府が債務を履行していないとみなすことを決定した場合には、日本国政府が指定した日（以下「違反日」という。）における債務の残額並びに既に生じた未払の基本利子及び補償利子は違反日に支払われること並びに当該額に対して年九パーセントの率の利子が適当な調整を加え二千十四年五月一日から違反日まで遡及して課されることが了解される。

4 両政府は、この了解から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をアルゼンチン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年七月十五日にブエノスアイレスで

アルゼンチン共和国
日本国特命全権大使　福嶌教輝

アルゼンチン共和国
経済・財政大臣　アクセル・キシロフ閣下

（アルゼンチン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をアルゼンチン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年七月十五日にブエノスアイレスで

アルゼンチン共和国
経済・財政大臣　アクセル・キシロフ

アルゼンチン共和国駐在
日本国特命全権大使　福嶌教輝閣下

（商業上の債務についての債務救済措置（債務繰延方式）に関する日本国政府とアルゼンチン共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千十四年五月二十八日及び二十九日にパリで開催されたアルゼンチン共和国政府の代表者と関係債権諸国政府の代表者との間の協議において到達した結論（以下「延滞清算に関するアルゼンチン共和国との共同宣言」という。）に基づき日本国政府の代表者とアルゼンチン共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に言及する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 (1) この取極は、一方においてアルゼンチン共和国の政府企業と他方において日本国の居住者である関係債権者（以下「債権者」という。）との間で千九百八十三年十二月十日より前に契約され、日本国政府が保険を引き受けた弁済期間が一年を超える商業上の債務の元本、繰延利子及び遅延利子であって、次に掲げるもの（以下「繰延商業債務」という。）の総額に適用される。

千九百九十二年一月二十八日及び千九百九十三年八月二十五日に日本国政府とアルゼンチン共和国政府との間で交換された書簡に基づき行われた取極に従って過去に繰り延べられた商業上の債務に関し、

(a) 二千十四年四月三十日以前に弁済期日の到来した未払の元本及び繰延利子

(b) 二千十四年四月三十日以前に生じた未払の遅延利子

(2) 繰延商業債務の総額は、日本円によって契約された債務については、五百二十九億五千八百九十五万六千九百五十二円（五二、九五八、九五六、九五二円）、合衆国ドルによって契約された債務については、千二百九十一万六千八百九十合衆国ドル五十六セント（一二、九一六、八九〇・五六合衆国ドル）になる。

2 (1) アルゼンチン共和国政府は、パリクラブ議長を通じて、それぞれの支払の二箇月前までに繰延商業債務を決済するため、(4)に規定する支払計画（以下「支払計画」という。）に従って行われる支払の額及び日付を日本国政府に通告する。

(2) アルゼンチン共和国政府は、繰延商業債務の総額を支払計画に従いアルゼンチン中央銀行を通じて関係契約において指定された通貨により債権者に支払う。

(3) 日本国政府は、繰延商業債務が支払計画に従って行われる支払により決済されることを容易にするため、日本国において施行されている関係法令の範囲内で可能な措置をとる。

(4) 繰延商業債務の総額の次の割合の額（以下「最低支払額」という。）は、次の弁済期日に支払われる。

(a) 繰延商業債務の総額の六・七〇七四パーセント以上の額は、遅くとも二千十四年七月三十日までに支払われる（当該割合の額は、同日までに支払われた。）。

(b) 繰延商業債務の総額の五・一五九六パーセント以上の額は、遅くとも二千十五年五月三十日までに支払われる（当該割合の額は、同日までに支払われた。）。

(c) 繰延商業債務の総額の十六・五一〇六パーセント以上の額は、二千十六年五月三十日に支払われる。

(d) 繰延商業債務の総額の十一・三五一パーセント以上の額は、二千十七年五月三十日に支払われる。

(e) 繰延商業債務の総額の十八・五七四四パーセント以上の額は、二千十八年五月三十日に支払われる。

(f) 繰延商業債務の総額の十九・〇九〇四パーセント以上の額は、二千十九年五月三十日に支払われる。

(5) (4)(a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)に規定する各弁済期日において、繰延商業債務の残額が各項目に規定する最低支払額未満の場合には、当該繰延商業債務の残額が当該弁済期日に支払われる。